



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月29日(金) 号外(第12号)

目次

ページ

人事委員会規則

- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 2
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 2
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 3
- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 3
- 群馬県職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則 3

人事委員会細則

- 職員の任用に関する規則実施細則の一部を改正する細則 3

■ 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
別表第一「医療職給料表(三)の項2中「生活子ども部児童福祉・青少年課」を「生活子ども部児童福祉課」に改め、同項4中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第九号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
別表第一「女性相談所」の項中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

別表第三のうち一知事の事務部局の表県庁の項中 「課長(秘書課、人事課及び財政課の課長に限る。）」を「課長(秘書課、人事課及び財政課の課長に限る。）」に、

「課長(主管課、秘書課、人事課及び財政課の課長を除く。）」を「課長(主管課、秘書課、人事課及び財政課の課長を除く。）」に改め、同表地域機関及び専門機関の主監に限る。）」に改め、同表地域機関及び専門機関の主監(秘書課の主監に限る。）」に、

「課長(主管課、秘書課、人事課及び財政課の課長を除く。）」を「課長(主管課、秘書課、人事課及び財政課の課長を除く。）」に改め、同表地域機関及び専門機関の主監に限る。）」に改め、同表地域機関及び専門機関の主監(秘書課の主監に限る。）」に、

項中「太田土木事務所長、東京事務所長」を「太田土木事務所長」に、「女性相談所女性相談センター、農業事務所」を「農業事務所」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる場合のほか、人事管理上特に必要と人事委員会が認める場合第十七条第三号中「に四人を加えた数」を削る。

第二十二條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「登録された候補者の数」を「有効期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項ただし書を削り、同項の次に次の一項を加える。

3 人事委員会は、名簿の有効期間を定めるものとする。この場合において、名簿について定められた有効期間が満了したときは、名簿は失効するものとする。

第二十三條中「第二十七條」を「前条第三項後段又は第二十七條」に改める。

第二十四條第一項第四号中「、任命権者」を「又は任命権者」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 採用を辞退した場合(第三十三條の規定により、人事委員会が当該採用候補者の提示を延期したときを除く。）」

第二十四條第二項中「前項第二号から第八号までの規定により、」を「前項(第一号及び第五号を除く。）」の規定により採用候補者を」に改める。

第二十七條第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第三十二條第一項中「その通知を受けた日から起算して十日以内に、辞退の事由及び期間、その他必要な事項を附記して書面をもつてその旨を任命権者に届け出なければ」を「その旨を任命権者に申し出なければ」に改め、同条第二項及び第三項中「届出を受理した」を「申出を受けた」に改める。

第三十三條中「届出の送付」を「通知」に改める。

別表一「企業局の部県庁の項中「主監」を「主監(医監)」に改め、同部地域機関の項中「係長(管理総合事務所高浜支所長(総括) 管理総合事務所高浜支所長」を「係長」に改め、同表病院局の部県庁の項中「看護主監」を「看護主監(新病院建設準備主監)に改め、同表教育委員会の部事務局の項及び教育機関(県立学校及び市町村立学校を除く。）」の項中「主任指導主事(総括) 主任指導主事」を「主任指導主事(総括) 主任指導主事 主任社会教育主事(総括) 主任社会教育主事」に改める。

附則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則(別表一の改正規定を除く。)の施行前に改正前の職員の任用に関する規則の規定に基づいてなされた手続その他の行為は、改正後の同規則の相当規定によりなされたものとみなす。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表知事事務局の項中「業務プロセス改革課」を「デジタルトランスフォーメーション課」に、「基幹システム係長」を「デジタル基盤係長」に、「報酬・旅費事務係長」を「管理・旅費事務係長」に、「女性相談所の女性相談センター、衛生環境研究所の感染制御センター」を「衛生環境研究所の感染制御センター」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十二号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(平成元年群馬県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表職員採用試験(社会人経験者)の項中「教養試験及び専門試験(高等学校卒業程度)、人物試験並びに」を「基礎能力試験、書類審査、人物試験及び」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十三号

群馬県職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の苦情相談に関する規則(平成十七年群馬県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第二十八条の四、第二十八条の五又は第二十八条の六」を「第二十二條の四」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 令和十四年三月三十一日までの間における改正後の第二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「第二十二條の四」とあるのは、「第二十二條の四又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号) 附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項」とする。

人事委員会細則

職員の任用に関する規則実施細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会細則第一号

職員の任用に関する規則実施細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する規則実施細則(昭和三十六年群馬県人事委員会細則第九号)の一部を次のように改正する。

第九条から第十一条までを次のように改める。

第九条から第十一条まで 削除
 様式第五号中「㊦ 診」を「診診」に改める。
 様式第六号中「至」を「至至」に改める。
 様式第七号を次のように改める。

様式第7号

試験名及び
試験区分

採用候補者名簿

試験実施日
確定日
有効期間

年 年 年 年
月 月 月 月
日 日 日 日

順位	得点	受験番号	氏名	年齢	学歴	連絡先	備考

様式第八号から様式第十号までを次のように改める。
群馬県
様式第十一号を次のように改める。

様式第11号

第 号
年 月 日

群馬県人事委員会委員長 様

(任命権者)

採用候補者選択結果通知書

年 月 日付け第 号をもって提示された採用候補者についての選択結果については下記のとおり通知いたします。

記

選 択 結 果	試 験 区 分	氏 名	配 属 所 属

(注) 「選択結果」の欄に記入する場合の略語
 選……………選択された場合
 辞……………候補者が辞退した場合、候補者からの回答がなかった場合等
 不……………選択の範囲に入りながら選択されなかった場合

附則
この細則は、令和六年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
